

交付申請の内容(詳細)

(1) 米の直接支払交付金

米の直接支払交付金の交付を受けたいので、経営所得安定対策等実施要綱（以下「実施要綱」といいます。平成23年4月1日付け22経営第7133号農林水産事務次官依命通知）のIVの第1の2の（1）の⑥の規定に基づき、地域農業再生協議会から地方農政局等に報告された主食用水稲の作付面積から自家消費等分10aを控除して算定された交付対象面積に交付単価を乗じて計算される金額の交付を申請します。

(2) 水田活用の直接支払交付金

水田活用の直接支払交付金の交付を受けたいので、実施要綱のIVの第2の7の規定に基づき、地域農業再生協議会が営農計画書を基に確認した水田における主食用水稲以外の作付面積により算定された交付対象面積に交付単価を乗じて計算される金額の交付を申請します。

(3) 畑作物の直接支払交付金（ゲタ）

① 面積払（営農継続支払）

面積払の交付を受けたいので、実施要綱のIVの第1の1の（2）の③のウの規定に基づき算定された交付対象面積に交付単価を乗じて計算される金額の交付を申請します。

② 数量払

数量払の交付を受ける際には、実施要綱のIVの第1の1の（2）の②のアの（ウ）の規定に基づき、対象畑作物の品質区分別生産量が確定した時点で、別途、数量払交付申請書を提出します。

（注）数量払による交付金の交付を受けるためには、別途、品質区分別生産量を記載した「畑作物の直接支払交付金における数量払の交付申請書」（様式第10-1号）に、確認書類（出荷・販売契約書の写し、販売伝票の写し、農産物検査結果通知書の写しなど）を添付して、地方農政局等に提出を行う必要があります。

(4) 収入減少影響緩和対策（ナラシ）

収入減少影響緩和対策（ナラシ）の交付を受けたいので、実施要綱のIVの第1の1の（3）の②のアの規定に基づき、7月29日までに、地方農政局等から通知される当年積立額を積立金管理者が指定する口座に納付します。